

「権利擁護支援(成年後見制度をふまえた)について」

県社協 地域福祉課 権利擁護係
専門相談員 石井 日出弘

1. はじめに

最近では地域で一人暮らしをされている高齢者が随分と増えていっています。また、施設や精神科病院を出てグループホームなどの地域で暮らす障がい者も多くなりました。

こうした知的障がいなどにより判断能力が不十分になった方の財産と生活を守るものとして、介護保険制度のスタートと同じ平成12年4月から始まった制度が「成年後見制度」です。開始当初はあまり利用が進まなかったこの制度も、最近では利用している人が急速に増えていっています。

今日は、この成年後見制度(特に法定後見制度)の概要と権利擁護支援の内容について、できるだけ分かりやすいことばで説明いたします。成年後見制度とはどのような内容を持ったものなのか、この機会によく理解してもらえれば幸いです。

2. 成年後見制度の内容

- ・法定後見制度(補助・保佐・後見の三類型)と任意後見制度の二種類があります
- ・生活支援(身上監護)の重視 → 財産管理のみではありません
- ・第三者(私人・法人)が後見人になることも可能です → 後見人は複数で行うことも可能です
- ・市町村長に申立権が付与されました → 身寄りのない方も利用できます
- ・成年後見登記制度が設けられているので、戸籍に載ることはありません

など

3. 成年後見制度の利用状況について

- ・申立件数は毎年増加してきましたが、昨年は初めて0.4%減少しました。平成25年の申立件数は34,548件で、ここ5年間は毎年3万件程度で推移しており、これまでに30万件以上の申立てがありました
- ・審理期間は8割弱が2か月以内となっており、短縮の傾向が見られます(その反動で十分な聞き取り等がなされていない心配も出ています。また、鑑定を実施したものは1割程度であり、診断書に基づく判断が主流になっています)
- ・申立人は本人の子や兄弟姉妹で約半数近くを占めるものの、昨年は市町村長申立てが2番目となっており、急速な伸びを示しています(ただし、割合は全体の15%程度です)。奈良県は昨年度58件で、毎年50件程度の数字で落ち着いています
- ・成年後見人等と本人の関係は、第三者が選任される数が随分と伸びており、昨年は全体の57.8%を占めました。それに対して親族が選任される割合は年々減っており、昨年は42.2%でした(5年前は63%、10年前は80%)
- ・平成23年から市民後見人が成年後見人等に選任されるようになっており、後見人の受け皿が多様なかたちになっています(法人後見の受任数も年々増えていきます)
- ・任意後見の審判も毎年少しずつ増えていますが、伸びは割と低調でニーズの広がりはありません

4. 成年後見制度の申立て手続きについて

- ・まずは対象者の判断力の有無に関して、その状況を的確に把握するところから申立ての支援は開始します
- ・成年後見制度は万能なツールではなく、他の制度等の利用により本人の権利擁護が図れるのなら、そうした様々な支援の方法を十分に検討する必要があります
- ・その上で成年後見制度の利用をすることになった場合、最初に行う手続きは診断書(別紙の様式を参照)の取得になります
- ・この診断書を取る手続きが済んだ後に行うこととして、①親族調査(兄弟等が多い場合はたいへんな作業になります)、②財産目録や収支一覧表の作成、③必要な添付書類(戸籍謄本や登記されていないことの証明書など)の取得、④申立書等の記入などがあります
- ・申立てに必要な書類が整えば、本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てを行います。申立てに必要な費用は申立人が負担することとなっています
- ・制度の利用対象者に申立てに必要な費用や報酬を支払う収入がなくても、法テラスの民事法律扶助を利用したり、市町村長申立てを関係者と検討するなどして、必要な権利擁護支援を行う必要があります

5. 成年後見制度でできることとできないこと

- ・後見人は本人の代理人として様々な法律行為をすることができます(何かと制限はあります)
- ・後見人ができないことは以下のとおりです
 - ①一身専属事項(遺言、離婚、養子縁組など)
 - ②本人の日用品の購入に対する同意・取消
 - ③食事や排泄等の介護や病院への送迎などの事実行為
 - ④医療行為への同意
 - ⑤身元保証人・身元引受人等になること
 - ⑥本人の死後事務の遂行(事前に死後事務委任契約を結んでいけば行うことは可能です)
- ・本人を中心にした関係者の連携(ネットワーク)が不可欠です

6. そもそも権利擁護とは何か

- ・明確な定義規定はありませんので、捉えどころが難しいもの(概念)です
- ・広い意味では、アドボカシー(個人の権利と生活をその人の立場、感情、利益の側に立って代弁、弁護する支援のこと)の中に含まれます
- ・言葉通りに意味を解釈すれば、人間にとって普遍的な「人」としての権利である人権を護る(擁護すること)となります

7. 権利擁護のための方法

- ・本人の何らかの異変を早期にキャッチできるつながりを築くことが必要です
- ・本人らしい生活の実現に向けた支援を行うことが大前提となります
- ・場合によっては、本人の意思や意向を代弁することも必要です
- ・単に制度につなげるだけではなく、様々な関係者のネットワークやチームアプローチで本人の主体的変化を目指していくことが大切です